平成２２年（フ）第７１０７号
大阪市西成区南津守７丁目９番１―304号
債務者　伊藤　信一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１２号
大阪市鶴見区諸口３丁目２番３―312号
債務者　下飼手逸江
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１１９号
大阪市東淀川区大桐３丁目６番24号
債務者　島田よしこ
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２号
静岡県磐田市前野2836番地６　みどりハウス202
債務者　戸塚やよひ
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
静岡県浜松市中区元城町104―４　元城シティハイツ207、住民票上の住所静岡県袋井市久能1367番地の11
債務者　小林しのぶ
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６９９５号
大阪市平野区長吉出戸４丁目４番52号　パラッツオ103号
債務者　友廣　泰昌
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産終結

平成１５年（フ）第１６７３号
宮崎県都城市早鈴町25街区１号
破産者　宝観光株式会社
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
宮崎地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第５６号
沖縄県那覇市字真地421番地の２
破産者　有限会社向陽建設
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２２号
埼玉県幸手市大字木立339番地
破産者　株式会社クマクラ
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２７０４号
愛知県尾張旭市北本地ケ原町３丁目14番地
破産者　細谷工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３１号
大阪府大阪市中央区谷町２丁目４番５号
破産者　株式会社シーズンメール
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２７５号
東京都中央区京橋３丁目９番９号
破産者　株式会社パイス
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２号
岐阜県恵那市東野2891番地の３
破産者　株式会社未夢希電子設計
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第８１６号
静岡県富士市依田橋217番地の１
破産者　平和印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３３４８号
名古屋市中区新栄３丁目20番４号
破産者　株式会社芳乃屋
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５９７号
岐阜市尻毛１丁目115番地３　コーポいぶき102号室
破産者　篠田　敏彦
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第４５６号
静岡県沼津市三枚橋町15番10号
破産者　丸京株式会社
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３８９号
静岡県沼津市江浦170番地の５
破産者　沼津養殖漁業協同組合
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係